



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 23 日 (金)
号外第 22 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 条 例 | 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例 (33) (教育委員会特別支援教育課) 4 |
| | 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (34) (教育委員会図書館) 5 |
| | 鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部を改正する条例 (35) (教育委員会博物館) 6 |
| | 鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例 (36) (監査委員事務局監査第一課) 7 |
| | 鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例 (37) (企業局経営企画課) 8 |
| | 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (38) (病院局総務課) 10 |

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知的障がいがある生徒に対し自立しながら地域で生活できるようにするための教育を行う高等特別支援学校を新たに設置する。

2 条例の概要

- (1) 新たに鳥取県立琴の浦高等特別支援学校を東伯郡琴浦町に設置する。
- (2) 施行期日は、平成24年10月1日とする。

◇鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、図書館法の一部が改正され、条例で図書館協議会の委員の任命の基準を定めることとされたことに伴い、当該任命の基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から任命する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、博物館法の一部が改正され、条例で博物館協議会の委員の任命の基準を定めることとされたことに伴い、当該任命の基準について定める。

2 条例の概要

- (1) 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県監査委員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

他の都道府県の状況などを踏まえ、監査委員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 監査委員の定数を5人（現行 6人）、識見を有する者のうちから選任する委員の数を3人（現行 4人）とする。
- (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公営企業法施行令の一部が改正され、資本剰余金に整理すべき補助金等により取得した資産の除却損について、当該資本剰余金を取り崩して埋めることができるとする規定が削られたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正

ア 県営企業において資本的支出に充てるために補助金等の交付を受けたときは、その額に相当する金額を資本剰余金として積み立てるものとする。

イ 補助金等により取得した固定資産で知事が定めるところにより減価償却を行うものが滅失等をした場合において損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(2) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正

(1)と同様の措置を講ずる。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

薬剤師、看護師等の医療従事者の増員を行い、県立病院の診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

(1) 職員定数を1,067人（現行 1,049人）に改める。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

条 例

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|----|---|--|------------|-----|-----------------|--------|--|----|----|---|--|------------|-----|
| <p>(鳥取県立特別支援学校の設置)</p> <p>第3条 鳥取県立特別支援学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立米子養護学校</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県立琴の浦高等特別支援学校</td> <td style="border: 2px solid black;">東伯郡琴浦町</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | | 鳥取県立米子養護学校 | 米子市 | 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校 | 東伯郡琴浦町 | <p>(鳥取県立特別支援学校の設置)</p> <p>第3条 鳥取県立特別支援学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立米子養護学校</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | | 鳥取県立米子養護学校 | 米子市 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県立米子養護学校 | 米子市 | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校 | 東伯郡琴浦町 | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県立米子養護学校 | 米子市 | | | | | | | | | | | | | | |

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (協議会の設置等) 第3条 略 <u>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から任命する。</u> <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 | (協議会の設置等) 第3条 略 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(定数) 第2条 略</p> <p><u>(任命の基準)</u> 第3条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。</u></p> <p>(任期) 第4条 略</p> <p><u>(雑則)</u> 第5条 <u>この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。</u></p> | <p>(定数) 第2条 略</p> <p>(任期) 第3条 略</p> <p><u>(解任)</u> 第4条 <u>教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。</u></p> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (委員の定数) 第2条 法第195条第2項ただし書の規定により、委員の定数は、 <u>5人</u> とする。 | (委員の定数) 第2条 法第195条第2項ただし書の規定により、委員の定数は、 <u>6人</u> とする。 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-----------------------|
| <p>(罰則) 第9条 略</p> <p><u>(資本剰余金)</u> <u>第9条の2 県営企業において資本的支出に充てるために補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)の交付を受けたときは、当該補助金等の額に相当する金額を資本剰余金として積み立てるものとする。</u></p> <p><u>2 補助金等により取得した固定資産で知事が定めるところにより減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。</u></p> | <p>(罰則) 第9条 略</p> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------------------------------|
| <p>(病院における使用料及び手数料の減免) 第6条 略</p> <p><u>(資本剰余金)</u> <u>第7条 病院事業において資本的支出に充てるために補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)の交付を受けたときは、当該補助金等の額に相当する金額を資本剰余金</u></p> | <p>(病院における使用料及び手数料の減免) 第6条 略</p> |

| | |
|---|---|
| <p><u>として積み立てるものとする。</u></p> <p><u>2 補助金等により取得した固定資産で病院事業の管理者が定めるところにより減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分) 第8条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 略</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第10条 略</p> <p>(業務状況の説明書類の提出) 第11条 略</p> <p>(企業管理規程への委任) 第12条 略</p> | <p>(重要な資産の取得及び処分) 第7条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 略</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第9条 略</p> <p>(業務状況の説明書類の提出) 第10条 略</p> <p>(企業管理規程への委任) 第11条 略</p> |
|---|---|

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,067人</u> とする。 2 略 | (定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,049人</u> とする。 2 略 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。